

明治大学大学院外国人学識者招聘事業に関する義務

明治大学大学院外国人学識者招聘事業のコーディネーター及び外国人学識者の義務について、次のとおり定める。

I コーディネーターの義務

1. 外国人学識者の招聘を希望する者は、別紙「明治大学大学院外国人学識者招聘事業実施要領」に定められた書類を期限内に提出すること。
2. 外国人学識者の招聘を希望する者は、開催を予定する講義・セミナー等について、原則として他研究室からも幅広く参加できる内容（テーマ）で計画すること。また、各回 5 名以上の本学大学院生の受講者を確保するよう努め、その裏付けとなる理由について、計画書の該当欄に記入すること。
3. コーディネーターは外国人学識者の来日中の身元保証人になることとする。なお、外国人学識者の国籍・滞在期間等によっては査証を取得する必要があるため、その際は関係諸手続（書類作成、法務省入国管理局・外務省への諸手続）を遅滞なく進めること。
4. 外国人学識者の宿舎を確保すること。本学ゲストハウスを利用希望の際は事前に以下へ問い合わせること。なお、申請書に記載されている宿泊先が変更となる場合、大学院事務室に速やかに連絡すること。

【問い合わせ先】

株式会社明大サポート キャンパス営業部 国際連携課
(駿河台キャンパス大学会館地下 1 階)

窓口開室時間：月～金（土日祝日除く）9:00～17:00

電話：03-3518-9556 Email：gh@meidai-support.com

※メールでのお問い合わせの際は、件名を「研究者用宿舎（氏名）」とし、
本文にも所属学部・研究科及び氏名を記入してください。

5. 事務手続上必要な書類作成（例：外国人学識者所属機関からの承諾書、租税条約に関する届出書、安全保障輸出管理に関する書類など）のために外国人学識者との諸通信を行うこと。また、書類作成に協力すること。
6. コーディネーターは、①外国人学識者が行う講義・セミナーに必ず立ち会うこと、②会場準備や広報活動（ポスター作成・学内外周知）などを行うこと、③運営に必要となる一連の対応は、コーディネーターの責任において実施すること。
7. 外国人学識者の講義、セミナー等は原則として学内で実施し、必要に応じてそれらの通訳を行うこと。ただし、通訳の謝礼は支払われない。また、講

義・セミナーの会場の確保も行うこと。

8. 外国人学識者滞在中の講義・セミナーが終了した後 2 週間以内に、「明治大学大学院外国人学識者招聘事業報告書」（所定書式）及び「出席簿」（任意書式）を提出すること。なお、同報告書には受講者向けのアンケート回答内容を踏まえ、受講生の意見や感想などを記載すること。
9. 外国人学識者と協力して、英語による「明治大学大学院外国人学識者招聘事業外国人研究者講演録」の原稿（A4 判 20 枚程度）を電子データにて提出すること。（英語以外の言語で講義・セミナーを実施する場合、その言語による講演録及び英語または日本語による要旨を提出すること。）
10. 明治大学大学院外国人学識者招聘事業報告書、ポスター等を本学ホームページに掲載することについて了承し、また、外国人学識者からも了承を得ること。
11. 以下の「Ⅱ 外国人学識者の義務」に記載している事項を外国人学識者に説明し、了承を得ること。

Ⅱ 外国人学識者の義務

1. 講義・セミナー等の実施及び講演録作成について

(1) 滞在期間「10 日間以内」の場合

滞在中に講義・セミナー等を学内で 4 回以上実施すること。また、講義 1 回分の原稿データを原則として英語で提出し、「明治大学大学院外国人学識者招聘事業外国人研究者講演録」の作成に協力すること。なお、講義等は必要に応じ、公開授業とすることがあるので、これを了承すること。

(2) 滞在期間「11 日間以上」の場合

滞在中に講義・セミナー等を学内で 5 回以上実施すること。また、講義 1 回分の原稿データを原則として英語で提出し、「明治大学大学院外国人学識者招聘事業外国人研究者講演録」の作成に協力すること。なお、講義等は必要に応じ、公開授業とすることがあるので、これを了承すること。

2. 事務手続上必要な書類の作成について

事務手続上必要な書類の作成および提出（外国人学識者所属機関からの承諾書、租税条約に関する届出書、居住者証明〔該当者のみ〕他）に協力すること。

3. 航空券の手配について

招聘期間に合わせ、現地にて往復航空券（エコノミー・最短ルート）を手配し、支払完了後、大学院事務室宛に直ちに領収書のコピーを送付すること（原本は来日時に大学院事務室に提出）。手続きに時間を要するため、遅くとも来日 1 ヶ月前までには手配を済ませること。なお、航空券代金は、来日時、滞在費とあわせて、手渡しとする。外貨で航空券を購入した場合には、購入日の為替レートで円換算した上で、手渡すものとする。

4. 租税条約について

租税条約が適用されない場合（租税条約に関する届出書を提出しない場合も含む）、本学が外国人学識者へ支給する渡航費及び滞在費から、所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されることについて、これを了承すること。

以 上